

区画線設置工事共通仕様書新旧対照表

				平成22年7月版					令和8年3月版	
章	条	項	項以下	現行条文	章	条	項	項以下	新条文	改定理由
1	2	1	0	1. <b>請負者</b> は、工事の施工に当って交通に対する安全管理はもとより、作業従事者の交通安全対策に十分注意するものとする。	1	2	1	0	1. <b>受注者</b> は、工事の施工に当って交通に対する安全管理はもとより、作業従事者の交通安全対策に十分注意するものとする。	表記修正
1	3	0	0	区画線及び道路 <b>表示</b> の色彩は「道路標識、区画線及び道路 <b>表示</b> に関する命令」別表第4及び別表第6によるものとする。	1	3	0	0	区画線及び道路 <b>標示</b> の色彩は「道路標識、区画線及び道路 <b>標示</b> に関する命令」別表第4及び別表第6によるものとする。	表記修正
1	4	0	0	耐久年数は特殊気象条件、金属性車輪、他の工事による破損等の不可抗力による損傷を除く外は下記期間耐久性を有するものとし、期間内に区画線としての機能を失った場合は <b>請負人</b> の負担において手直し、又は再施工により機能を回復するものとする。 溶融式 12ヶ月 加熱式 6ヶ月 常温式 3ヶ月	1	4	0	0	耐久年数は特殊気象条件、金属性車輪、他の工事による破損等の不可抗力による損傷を除く外は下記期間耐久性を有するものとし、期間内に区画線としての機能を失った場合は <b>受注者</b> の負担において手直し、又は再施工により機能を回復するものとする。 溶融式 12ヶ月 加熱式 6ヶ月 常温式 3ヶ月	表記修正
2	8	5	0	5. 塗 装 (1) 塗装に先立ちアスファルトフェルト紙やブリキ板等でテスト引きを行い、色、厚さ、幅、散布ガラスビーズ量等のチェックを行い監督員の承諾を受けるものとする。	2	8	5	0	5. 塗 装 (1) 塗装に先立ちアスファルトフェルト紙やブリキ板等でテスト引きを行い、色、厚さ、幅、散布ガラスビーズ量等のチェックを行い監督員の承諾を受けるものとする。 <b>ただし、復旧や引き直し等において施工延長が短い場合についてはテスト引きの可否を監督員に協議できるものとする。</b>	追加 R7.3国改定に伴う。
3	10	1	0	1. 材料の加熱 塗料は概ね50～80℃に加 <b>温</b> して、作業性、接着性、仕上がりに適した状態の粘度まで低下させ一定粘度とするものとする。	3	10	1	0	1. 材料の加熱 塗料は概ね50～80℃に加 <b>熱</b> して、作業性、接着性、仕上がりに適した状態の粘度まで低下させ一定粘度とするものとする。	表記修正
4	11	1	0	1. 材 料 (1) 塗料は着色顔料、体質顔料及び合成樹脂ワニスを主な原料として作られたものでJIS K 5665 の1種に適合するものを使用するものとする。	4	11	1	0	1. 材 料 塗料は着色顔料、体質顔料及び合成樹脂ワニスを主な原料として作られたものでJIS K 5665 の1種に適合するものを使用するものとする。	表記修正
5	14	0	0	第14条 施工業者名及び施工年月 <b>日</b> 等の打刻標示（溶融式のみ） <b>請負業者</b> は、業者固有名称及び施工年月 <b>日</b> を表示しなければならない。表示位置については監督員と協議するものとする。	5	14	0	0	第14条 施工業者名及び施工年月等の打刻標示（溶融式のみ） <b>受注者</b> は、業者固有名称及び施工年月を表示しなければならない。表示位置については監督員と協議するものとする。	修正 R7.3国改定に伴う。